

新城市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）パブリックコメント意見

No.	ページ	提出された意見	市の考え方
1	9	「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」の推進 ⇒7行目から8行目に「福祉従事者は、地域福祉を推進するために必要不可欠な存在であることから、条例の趣旨を踏まえて計画を策定、推進します。」とありますが、P8の(4)「新城市の関連計画との連携」に加えて、さらに新城市独自のものとして条例のことを追記（≒付け足し）していると読み取れました。よって「福祉従事者は、地域福祉を推進するために必要不可欠な存在であることから、条例の趣旨も踏まえて計画を策定、推進します。」と表記した方が、第1章2「計画の位置づけ」において並列的な文脈になると思います。	本計画は、新城市の総合計画や高齢者福祉計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などとの連携のほか、重層的支援体制整備事業実施計画との整合を図り、「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」の趣旨も踏まえて、策定、推進していくことから、ご指摘のとおり修正します。
2	68	P68 (3) 継続的な支援体制の構築 主な取り組みと活動 ⇒No31参加支援事業の概要に「…就労支援などに取り組みます。」と記載されています。よって、福祉事業者による福祉的就労や生活困窮者就労訓練事業認定事業所だけでなく、「就労支援」という文言があるので、関係機関等には産業政策課、ハローワーク新城を入れるべきではないでしょうか。なお、計画の性格上、国の機関を記載できないならばカッコ書きで（ハローワーク新城）としたらどうでしょうか。	第4章に示す主な取り組みと活動には、ご指摘の機関等を含め、様々な機関等との連携が必要ですが、「関係機関等」には、原則、相談先等もわかるように直接担当（関係）する機関等を掲載しています。本文の修正はしませんが、本計画の推進にあたっては、「関係機関等」に掲載していなくとも、必要に応じて、ご指摘の機関等をはじめ、様々な機関等と連携を図っていきたいと考えています。
3	72, 73	P72～P73 基本目標3「尊厳」が守られる環境づくり（1）福祉サービス等の充実 ⇒P72に『「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」に基づき、サービスを担う人材の確保と育成を促進します。』とあり、その主な取り組みと活動として、P73のNo46に条例の推進の概要に①～⑤が列記されています。そして、人材の確保については①、②の概要になっていますが、人材の確保ということには「就業」、「雇用」という領域が入るので、関係機関等には福祉・介護分野だけに留まることなく、産業政策課(雇用創造協議会※を含む)、ハローワーク新城を入れるべきではないでしょうか。前述に同じく、国の機関を記載できないならばカッコ書きで（ハローワーク新城）としたらどうでしょうか。	同上
4	75	P75 (3) 地域での生活支援の充実 主な取り組みと活動 ⇒No53移動販売の促進の概要に「…高齢者や障がいのある人…」と記載がありますので、関係機関等には高齢者支援課だけでなく、福祉課も入るべきだと思います。また「日常の買い物が困難な…」という買い物難民に至るには、高齢、障がいという個人因子だけでなく、個人因子と相互関係となる地理的条件などの環境因子の影響も大きいので、市民自治推進課は入った方が良いと思いますし、移動販売は経済活動ですので産業政策課も入ることが必要だと思います	「移動販売の促進」のために実施している事業（「新城市移動販売事業車両購入費等補助金」）を担当する部署が高齢者支援課であることから、ここでは高齢者支援課のみ掲載しています。計画本文の修正はしませんが引き続き、関係部署と連携を図りながら、事業を推進していきます。
5	6	計画の法的位置付けに記載されていますが、P2、1、（2）、地域福祉計画とは、（3）地域福祉活動計画とは、となっており、行政、社会福祉協議会、それぞれ一体策定されていますが、なぜでしょうか。根拠法令は別々になっています。	いただいたご意見は、今回のパブリックコメントで求めている計画本文への修正意見ではありませんが、ご指摘の点については、地域福祉計画と地域福祉活動計画のめざすところが同じであることから、本市では、令和2年3月に策定した第3次計画より、両計画を一体的に策定しているところです。
6	59	一体策定された計画書を見ますと、P59、第4章、地域福祉政策 活動の展開、P60の例で、No、名称、概要、関係機関等と横並びであり、関係機関等の欄に、行政の課があり、あと、社会福祉協議会もあり、社会福祉協議会の活動の内容と、行政と異とすると思慮しますが、行政は行政、社会福祉協議会は社会福祉協議会と、きちんと区別されると良いのではないのでしょうか。	第4章に示す主な取り組みと活動を進めていくため、現に、市と市社会福祉協議会、関係機関等が連携しており、今後も連携していく必要があるため、一体的に示していますので、修正なしとさせていただきます。
7	67	地域包括ケアシステムについて 日常生活圏域、（中学校区）を単位とされており、新城市は高齢者ふれあい相談センターとして、6つの中学校区にあり、地域包括システムを構築されています。地域包括システムについて、地域福祉計画、地域福祉活動計画に記載されているでしょうか。	本文67ページに地域包括支援センターに関する記述がありますので、修正なしとさせていただきます。
8	60	基本目標1、「地域力」を高める人づくり 旧鳳来町社会福祉協議会は、旧鳳来町の事業所を廃止して、合併後の新城市社会福祉協議会に編入されています。新城市は広大な面積を有しております。 そこで期待するのは、今回の地域福祉計画、地域福祉活動計画で、「地域力」という言葉です。 ①新城市は、地域の人たちが自主的に活動される社会福祉協議会でない地区社協があるのでしょうか。 ②また、小地域で活動する小地域福祉活動もあるのでしょうか。 ③でも、私は、私たちの地域でも、それに類した活動は元気でやっているのではないかとと思慮します。 ④P25（2）「地域力」を高める人づくりに向けての言葉、「地域力」がP25～37の間に①、②、③とあります。第3章、基本的な考え方、P53、2 基本目標1 「地域力」を高める人づくり、P55、図表3ー1、地域を高める人づくり、P58、地域福祉政策、活動の展開、P59～P65とあります。 相当数の地域力の言葉が出てきます。 まさに地域力それは身近なところ、私たちが居住している地域です。その地域の人たちの、日頃の活動が、大切になります。それがまさに地域力です。私は、先例がたくさんある地区社協、小地域福祉活動が今求められています。 市は10の地域自治区があります。それぞれに、地区社協が小地域福祉活動をきちんと運営できるよう組織化が必要です。あわせて地域福祉支援員も必要です。新城市においても、地域住民が気軽に参加できる仕組みができないでしょうか。地区社協もしくは小地域福祉活動の名のもとで運営できるでしょうか	いただいたご意見は、今回のパブリックコメントで求めている計画本文への修正意見ではないため、今後の取り組みの参考とさせていただきます。なお、市内には、地区社協はありませんが、各地域自治区や行政区において様々な地域福祉活動が展開されているため、第5章の「計画の推進に向けて」で、各地域自治区と連動した地域福祉活動の展開に努めることを示しています。
9	4	地域共生社会について SDGs、ノーマライゼーション、ユニバーサルデザイン、インクルーシブ、これらの言葉は大切な意味を持っています。言葉のみで良しとするわけではありませんが、どれ1つとっても地域福祉に関係します。今回の地域福祉計画、地域福祉活動計画には記載されていないかとと思慮します。計画の字句にはきちんと書かれていると思慮しますが、例えば、SDGsは17の国際目標を持って、2030年を年限としています。重点事項においても、「誰1人取り残さない。」包摂社会の実現とあります。包摂、まさにインクルーシブ社会とも言われています。カタカナ言葉の字句にとらわれる必要はありませんが、SDGsの17の国際目標に、福祉に関することがあります。 地域福祉計画、地域福祉活動計画に記載の必要があるのではないのでしょうか。	第1章に示したように、本計画自体が「地域共生社会」（住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域をともに築いていく社会）の実現を図るものであり、「インクルーシブ」などの記載はなくとも、趣旨や方向性が異なるものではないと考えていますので修正なしとします。

No.	ページ	提出された意見	市の考え方
10	-	地域自治区の内容が全部、①②③と同じ項目と、④は、地域の福祉課題を挙げています。そこをお願いしたいのは、10自治区を新城から作手自治区まで1つの表にまとめられたら、と思います。 全部で20ページほどありますが、4ページほどとなります。 (1) ①、②、③の表をまとめることによって、地域自治区ごとの動き、分析しやすいのではないのでしょうか。 (2) ④ですが、全地域自治区を一覧で見ることによって、各地域自治区の動きを一覧で知ることができ、共通事項もわかり、地域自治区でどんな事業をすればよいか事業名が決まり、地域の住民の意向にも沿うことができるのではないのでしょうか。地域の福祉課題は、すでに事業化されていると思慮します。地域自治区の地域計画に反映し、課題解消に向けられるよう、お願いします。	統計データやアンケート調査の結果については、表ではなくグラフの方が見やすいと考えていますが、いただいたご意見は、今後の計画策定の参考とさせていただきます。今回の御意見は、パブリックコメントで求めている計画本文への修正意見ではないため、パブリックコメントの回答としては差し控えさせていただきます。

その他公表に適さないと判断した意見 1 件